

目次

1. 証券税制関連
 - (1) 短期社債等に関する支払調書の提出義務の撤廃
 - (2) 非居住者・外国法人の受け取る振替社債等の利子の非課税措置の創設
 - (3) 社債に関する利子の非課税化
 - (4) 株価指数連動利付債等のいわゆる指数連動債の償還金額が、額面金額(発行価額)を超える場合に生ずる収益について雑所得とすること
 - (5) 株式配当二重課税の見直し
 - (6) 金融所得課税一元化の導入
 - (7) 上場会社等による自己株式の公開買付けを行う場合のみなし配当課税の免除措置の恒久化又は延長(所得税法第25条、租税特別措置法9条の6)
 - (8) 不動産投資法人税制の拡充

2. 企業経営効率化関連税制
 - (1) 外形標準課税制度の見直し
 - (2) 欠損金の繰戻し還付・繰越期間の延長
 - (3) 不動産関連税制
 - (4) 有限責任事業組合(仮称:LLC・LLP)制度の導入
 - (5) 法人実効税率の引下げ
 - (6) 外国税額控除制度の見直し
 - (7) 連結納税制度の改善
 - (8) 減価償却制度の見直し
 - (9) 環境税(炭素税)・温暖化対象税(森林環境・水源税を含む)導入の反対
 - (10) 役員報酬の取扱いの見直し
 - (11) 租税条約に関する届出の簡素化
 - (12) 租税条約に関する親子会社間の融資等に関わる利子の源泉徴収免除

3. 企業年金に係る税制の整備
 - (1) 特別法人税の撤廃
 - (2) 確定拠出年金に係る課税の見直し
 - (3) 税制適格年金における時価主義の導入も可能に
 - (4) 過去勤務債務の一括償却

1.証券税制関連

直接金融市場、証券市場に資金を流入させることがわが国経済の喫緊の課題でもあるにもかかわらず、国債の利子に対する非課税案が出される、郵便貯金が税・預金保険料で優遇を受けているなど、足下では間接金融、公的金融が保護される仕組が温存されている。そのような環境で証券市場に資金を流入させるには、大胆な証券税制改革が必要であるため、以下の税制措置を講じられたい。

(1)短期社債等に関する支払調書の提出義務の撤廃

1) 支払調書の導入は、卓越した機能の発揮を期待されて誕生した電子CPの

メリットである「低コスト」・「省力性」などの現行手形CPに対する「優位性」を根本から失わせることとなり、取引ボリュームが大幅に減少する懸念がある。その結果、決済システムの初期投資の回収もままならず、取引の増加に伴う手数料の引下げも望めず、電子CP市場の健全な発展が阻害されてしまうことを恐れる。従って、昨年度の税制改正において、短期社債及び短期外債の譲渡及び償還等に係る支払調書制度が整備され、平成18年4月1日以後に発行される短期社債及び短期外債について適用されることが決定されたが、上記の危機感からここに改めて支払調書提出の義務付けの撤廃を申し入れるとともに、今後将来にわたり短期社債（電子CP）に支払調書の提出を義務付けることに反対する。

- 2) このまま電子CPの取引に関し、支払調書の提出の義務付けを恒久化するとすれば、この「優位性」を大きく損なうといわざるを得ない。現行の手形CPさえその義務は課されておらず、この支払調書の作成・提出によって電子CPが誇るべきコストと省力性のメリットが大きく損なわれるからである。
- 3) 関係者は支払調書提出のためだけに「対応システム投資」、「人員の配置」などの対策を迫られることになり、直接的なコストの発生や、電子CPの手数料としての上乗せコストの発生など、有形無形の追加コストの発生が避けられない。発行体、金融機関、振替機関のいずれがその支払調書の作成・提出を義務付けられたとしても、コストと省力性のメリットを大きく損なうことになる。
- 4) また、発行体のみならず投資家・資金運用の立場からも、支払調書提出が義務付けられることによって、将来的に、「T+0」と「DVP」の実現により日々の資金過不足の調整弁（オーバーナイト物を含む超短期発行）としての機能を期待される「電子CP」を発行・購入しようとするモチベーションが著しく低下する懸念がある。
- 5) また、電子CPはその性質上、発行市場のみならず流通市場においてもその機動性を大いに発揮することが期待され、今後ダイレクト発行により発行された電子CPは、流通市場を通じて広く投資家間で転売が促進されることが予想される。しかしながら、口座管理機関が償還金を代理受領する仕組みのため、最終投資家が発行体には把握できない。つまり発行体が支払調書の作成を行うことは不可能である。

このままでは短期社債の支払調書制度そのものの信頼性について市場全体から疑問が持ち上がることは確実であり、市場の実務上の状況や電子CPという商品性からも、早急に義務付けの撤廃が必要である。

(2)非居住者・外国法人の受け取る振替社債等の利子の非課税措置の創設

- 1) 社債等振替法の枠組みで発行・流通する振替国債・振替社債等の利子については、資本金1億円以上の内国法人であればその受け取る利子の源泉徴収が免除される措置が一昨年導入され、同時に非居住者・外国法人の受け取る振替国債の利子については非課税とする措置が導入された。
- 2) 一方で、非居住者・外国法人の受け取る振替社債等の利子については、現段階においても税制の取り扱いが定められていない状況にある。
- 3) 金融資本市場の多様化やグローバル化を踏まえ、多様な投資家が、我が国の市場において円滑かつ活発な取引を展開することを可能とし、もって将来的に我が国の資本市場の厚みを形成してゆく必要がある。
- 4) 以上の観点より、非居住者・外国法人の受け取る振替社債等の利子については、すでに手当てがなされた振替国債に対する措置と同様、非課税扱いとする措置の創設を行うべきである。

(3)社債に関する利子の非課税化

財務省は一昨年来、個人向け国債について、利子にかかる所得課税を非課税にする方向で検討を行っており、一方で、冒頭でも申し上げたが、わが国の経済を活性化させるためには、直接金融市場、証券市場に対しても、現在の間接金融、公的金融へ行おうとしている措置を上回る思い切った税制面での措置を行い、直接金融市場、証券市場へ資金を流入させることが不可欠であると考えられる。したがって社債に関しては、その保有が個人（居住者）のみならず、非居住者、内外国法人にいたるあらゆる範囲にまで利子課税を非課税とし、証券市場への資金の流入促進、投資家層の厚みの形成の促進を図ることが重要であり、次の3点を強く要望する。

- 1) 個人(居住者)が受領する国内社債の利子にかかる所得課税の非課税化
- 2) 事業法人・指定金融機関いずれもが受領する社債等の利子の非課税化(租税特別措置法8条)
- 3) 非居住者又は外国法人に支払われる国内社債の利子の非課税化(所得税法161条、164条、178条、法人税法138条、141条等)

(4) 株価指数連動利付債等のいわゆる指数連動債の償還金額が、額面金額(発行価額)を超える場合に生ずる収益について雑所得とすること

現在、当該所得は「雑所得」あるいは「利子所得」のどちらとしてみなすかの扱いが明確になっていない。仮に当該所得が「利子所得」としてみなされると、源泉徴収の可能性が発生し、なおかつその場合の源泉徴収義務者が上記の通り扱いが不明確な理由から、源泉徴収義務の有無を判断すること及び、これら指数連動債という商品の性格から、源泉所得税の対象となる金額を把握することが実務上困難である。

したがって、将来的な指数連動債の発行市場の厚みの形成促進の観点から、流動性や流通性を阻害する要因を排除することが重要であるとの判断に基づき、株価指数連動利付債等のいわゆる指数連動債の償還金額について、額面金額(発行価額)を超える場合に生ずる収益について、明確に雑所得扱いとする措置を講じるべきである。

(5) 株式配当二重課税の見直し

- 1) 現在、我が国においては、株式の配当に対し、法人税及び所得税が重複して課されるという「二重課税」問題が存在している。
- 2) 個人株主については、二重課税を調整する方法として、「配当所得税額控除制度」が採用されているものの、当制度には、(a)二重課税の排除効果自体が極めて限定的であること、(b)所得段階が低いほど二重課税の排除効果が小さくなる「逆進性」が強いこと、(c)国際的に見て、中立性、二重課税の排除効果の両面において不十分な状態に止まっていること等、の点で大きな問題がある。
- 3) 一方、法人株主については「受取配当の益金不算入制度」が採用されているが、同制度においても益金不算入率が50%に制限されてしまった(平成14年度の税制改正で80%から50%へとさらに制限されることとなった)ことに加え、特定利子に係る措置が廃止されたことに伴い、結果として特定利子に係る措置の廃止だけでも益金不算入額が縮小してしまうことになり一層二重課税の排除効果が不完全な状態になってしまった。
- 4) 二重課税の存在は、(a)投資家の投資意欲を阻害していること、(b)企業にとっては、全額損金算入が認められる借入金の支払利子に比べ、株式配当の負担を実質的に高める効果があることから、資金調達手段の選択、ひいては資本構成に歪みを生じさせていること、(c)国際的にみて、二重課税排除の程度が不十分であるため、我が国企業の国際競争力が不当に阻害されていることなどの点で、企業の資金調達の円滑化の観点から、多大なる悪影響があることは疑い得ないところである。
- 5) 従って、企業の資金調達の円滑化に資するべく、インピュテーション方式の採用等配当二重課税を排除する方策が検討されるべきである。

(6) 金融所得課税一元化の導入

- 1) 日本において企業の資金調達は銀行借入を主とする間接金融市場中心であり、個人から株式や信託など市場機能を通じた産業への資金供給はそれほど多いとは言えない。他方、企業においても、事業の健全な発展のため、社債、私募債や株式の発行による資金調達への関心が強まっている状況に鑑みれば、個人投資家から企業部門へ国内の資金を如何に供給できるかが経済活性化の観点から重要な課題である。
- 2) そのためには、個人投資家の投資意欲を刺激し、個人資産運用における預貯金から株式投資へシフトする際の障害となるような、複雑で分かりにくい税制は改正すべきであり、これまでの間接金融が優遇された税制から金融商品間で中立な税制とすべきである。
- 3) 従って、金融所得に関する税制として、金融商品を幅広く捉え、その税率を同一とし、それらについて損益通算を広く可能とする、金融所得課税一元化の導入を図るべきである。

(7) 上場会社等による自己株式の公開買付けを行う場合のみなし配当課税の免除措置の恒久化又は延長（所得税法第25条、租税特別措置法9条の6）

- 1) 平成17年3月31日までの特例措置として、上場会社、店頭登録会社が公開買付けにより自己株式を取得した場合、みなし配当課税が非課税（株式譲渡時に譲渡益として課税）とされているが、これを恒久化又は延長する必要がある。
- 2) その理由として、株式の魅力を高めることにより、株式市場の活性化を図るとの観点から、企業の会社組織の再編成の円滑な実施や資本の有効利用等を可能とする自己株式の取得・保有を促進する必要があるためである。
- 3) いわゆる金庫株の解禁により平成13年10月より自己株式の取得・保有が自由化され、自己株式の取得が行われるケースが増加している。こうした中で、本措置が恒久化又は延長されないこととなると、公開買付けによる自己株式の取得に応じる株主の課税関係が不利になることから、公開買付けによる自己株取得が進まないおそれがある。
- 4) このように本措置は自己株式の取得を促進することで株式市場の活性化を図るという観点から設けられている措置であり、引き続き、税制面からも自己株式の取得・保有を促進する必要があることから、みなし配当課税を非課税とすることが必要である。

(8) 不動産投資法人税制の拡充

- 1) 不動産投資法人の支払配当損金参入要件のうち90%超配当要件の判定については、会計上の利益と課税上の所得との乖離により支払配当損金参入要件を満たさなくなる場合における宥恕規定を導入すること。
- 2) 不動産投資法人の支払配当損金参入要件のうち90%超配当要件（租税特別措置法第67条の15第1項第2号ホ）については、その判定における分母の額に利益超過分配金額（利益を超えて投資主に分配された金額）を加算すると、当該要件を満たすために過大な利益超過分配金額が必要となる可能性があることから、利益超過分配金額については90%超配当要件判定上、分母の額に含めないよう手当をすること。
- 3) 米国におけるUPREIT（Umbrella Partnership REITs）に類似した不動産投資法人資産、投資信託財産への実物不動産の譲渡に対する譲渡益課税の繰延べ制度を導入すること。

2. 企業経営効率化関連税制

企業組織再編に対し税制の中立性を確保することにより、経営者の自由な企業組織の選択を可能にし、戦略的に事業再構築を行うことができる環境を整備する必要があり、なおかつ一般事業会社がクロスボーダーでのグローバル・キャッシュマネジメントをワールドワイドに円滑に実施可能とする環境を整備するため以下の税制措置を講じられたい。

(1) 外形標準課税制度の見直し

外形標準課税は平成15年度税制改正において、平成16年4月1日以降、資本金1億円超の法人が課税対象として導入されたが、世界の流れにも逆行した賃金（所得割額）を課税標準とする法人事業税の外形標準課税制度に関しては、担税力のない法人に対し新たな税負担を強い、企業の雇用や投資活動に悪影響を及ぼすため、廃止を含めた見直しを行うことが不可欠である。

(2) 欠損金の繰戻し還付・繰越期間の延長

企業にとって、課税上の期間損益の通算は、長期的な視野に立った経営を行なう上で非常に重要である。しかし、現行法人税における欠損金の扱いは、繰越控除については、昨年度の税制改正において5年間から7年間へ延長されたが、繰戻し還付については1年間に限られている。（但し、平成4年4月から適用停止中（平成18年3月31日まで）。なお、設立後5年以内の中小法人等については、本停止措置から除外し、欠損金の繰戻し還付を認める措置を講じている。）

一方で、例えば、米国では2年間の繰戻しと20年間の繰越し、英国では1年間の繰戻しと無制限の繰越しが認められており、諸外国と比較してわが国の現行制

度は大変不利な扱いとなっている。

欧米諸国との国際的整合性の観点から、法人税の一般的な制度として繰戻し還付および繰越控除期間の一層の延長を要望したい。

(3) 不動産関連税制

1) 土地の有効利用を活性化させるためには、円滑な不動産取引を促進すべく税制の見直しが必要である。

不動産には、その流通段階において、不動産取得税、登録免許税、印紙税、消費税(建物)、事業所税などが課されている。このように現状では、他の資産と比較しても過大な課税を幾重にも負担しており、これらの課税の合理化が必要である。

不動産の流動化はバランスシートの効率化、企業財務体質の強化につながる。したがって不動産の流動化を促進する為に、登録免許税を手数料化するとともに、不動産取得税を廃止すべきである。また、事業所税は廃止を含め見直すべきである。さらに、法人の譲渡益重課制度(平成20年12月31日まで適用停止中)は廃止すべきである。

2) 土地に係わる固定資産税・都市計画税は地価が一貫して下落を続けるなかで、その負担が過重なものとなっている。特に大都市部の商業地、工業用地などの非住宅用地は税負担が大きく、事業自体の存続を脅かしかねない状況となっている。したがって、非住宅用地の固定資産税負担の軽減や均衡化・適正化の早期実現を図るべきである。

(4) 有限責任事業組合(仮称:LLC・LLP)制度の導入

米国では、州法によるLLC(Limited Liability Company)、LLP(Limited Liability Partnership)といった事業形態が認められている。これは匿名組合のように、設立された事業体の段階では所得課税を行わず、その損益を出資者の損益と通算するという性質を有する。また、全ての出資者を有限責任とし、事業体がそれ自体として財産の所有、業務執行を行う有限責任会社の利点を併せ持つものである。

複数の企業が共同して、リスクの高い新規事業に進出するため、または事業の再構築を進めるための手段として極めて有効であるので、同様の仕組みを導入すべきであると考えます。

(5) 法人実効税率の引下げ

わが国の法人税の実効税率は約41%であり、ほぼ米国並みの水準となっているが、欧州諸国では30%台となっている国もあり、アジア諸国も概ね20%~30%台の水準となっている。

また、中国をはじめ、多くの国々が外国からの投資を促進するための経済特区を設け税制優遇措置を講じている。わが国もこのような国際的なトレンドを取り入れ、欧州諸国並みの水準まで軽減を図るべきである。

(6) 外国税額控除制度の見直し

先進諸外国では、国税・地方税を合わせた税収に対する法人課税の割合は10%前後であるのに対して、わが国では20%を超える高い水準にある。

このため、わが国の各企業は、海外における海外子会社の利益を本社に配当することなく、海外において再投資を行いグループ全体の税負担を軽減しようとする行動に出がちである。

したがって、企業の海外活動が活発化する中で、海外活動の成果を国内へ還元しわが国の企業の国際競争力を向上させるために、また海外からの投資をわが国に積極的に呼び込み、経済の活性化を図るために外国税額控除制度の拡充が不可欠である。

具体的には、外国税額控除限度超過額・控除余裕額の繰越期間は現在3年であるがこれらの一層の延長を図ること、外国税額控除限度超過額の失効額の損金参入を認めること、さらに間接税額控除の対象となる関連会社の出資比率の要件は現在25%であるが、これをせめて米国・英国並みの10%以上を目標として緩和することが必要である。

(7)連結納税制度の改善

- 1) 現在、連結納税制度の普及の障害になっている、子会社の連結前繰越欠損金の持込制限や、制度参加時に一部資産の時価評価を実施し、参加前に評価に基づいた納税申告を実施する制度、さらに連結法人間で発生した寄付金については全額損金不算入とする制度などについても見直しを行うべきである。また地方税も連結納税制度の対象に加えるなどについても検討・見直しを行うべきである。
- 2) このように制度導入の柱である分社化、持株会社化等の戦略的な事業組織の再構築を経営の効率化の観点から行おうとする精神を損なうことがないように連結納税制度の改善をお願いしたい。

(8)減価償却制度の見直し

- 1) 企業の設備投資意欲を刺激し経済を活性化するためには、投下した資本の早期の回収が不可欠であるという視点から減価償却制度の見直しが必要である。具体的には資産分類の簡素化や、少額減価償却資産の損金算入限度額を現行の10万円から30万円への引き上げること、加速度償却制度の導入などが必要である。
- 2) さらに、残存価額と償却可能限度額の適正化という観点からは、固定資産残存価額を備忘価額まで全額償却を認めるべきである。
- 3) 電話加入権については、取得原価をもって無形固定資産へ計上され、非償却資産として扱われるが、近年、この電話加入権は市場ではかなりの安値で取引されていることもあり、仮に時価評価を行なった場合には、取得時の資産性を保持しているとは考えにくい。したがって、資産の実態を反映した評価を可能とするためにも電話加入権については取扱いを応分の耐用年数を設定した償却資産へ変更し、一定の期間で減価償却を可能とする措置を講ずるべきである。

(9)環境税(炭素税)・温暖化対象税(森林環境・水源税を含む)導入の反対

- 1) 産業界は環境問題の重要性を十分に認識し、これまでも自主行動計画の策定・実行を強力に推進してきている。
- 2) 自主的取組は、費用対効果に優れ、技術動向を考慮した対策を立案し実行できる点で極めて優れている。新たな地球温暖化対策推進大綱でも、環境と経済との両立に資する仕組みを重視し、節目となる2004年、2007年に施策の推進状況・排出状況等を評価し、必要な追加的対策・施策を講ずることとされている。
- 3) 国際競争下にある企業にとって環境税は新たな負担となり、国際貿易や経済構造に歪をもたらす懸念がある。さらに、導入された場合、エネルギー効率の低い国での生産が増加し、却って地球規模でのCO2排出量の増加を招く恐れがある。
- 4) したがって、環境税(炭素税)は自主的な取組みを阻害することから導入することには反対である。
- 5) また豊かな森林と水資源を将来に受け継いでいくために、森林の適正な維持管理の必要性から導入が検討されている温暖化対象税(森林環境・水資源税を含む)については、水道水の使用量の多い特定の業種の経営を圧迫する恐れがあることなどの問題がある。したがって、炭素税の場合と同様、産業界の環境問題に対する自主的な取組みを阻害することを避けるためにも導入には反対である。

(10)役員報酬の取扱いの見直し

- 1) 近年、株主の要求として、経営者報酬について業績連動的な要素を高める声が強まっており、業績連動型報酬の割合を高める企業が目立っている。
- 2) しかしながら、現行の法人税法における役員報酬の取扱いは、固定報酬は損金となるが、賞与(業績連動型報酬)は損金不参入である。
- 3) 今後、さらに業績連動型報酬の割合を高めるなど報酬制度の自由度を高めるためには、現行の法人税法を改正し、賞与や不確定金額の法人税法上の損金参入が可能となるような税制の改正が求められる。

(11)租税条約に関する届出の簡素化

- 1) 米国との投資交流を税制面から支援するという目的で、およそ30年ぶりに日

米租税条約の改正が実施され、「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約」が平成16年3月30日をもって発効し、源泉徴収される租税については、7月1日以後の課税分に適用されている。

- 2) 今回の新条約は、今までの条約の内容を全面的に改め、OECD条約モデルを基本としつつも、日本と米国の緊密な経済関係を反映して、積極的に投資交流の促進を図るため、投資所得に対する源泉地国課税を大幅に軽減するとともに、条約濫用による租税回避の防止規定を設けるなど、今までの条約やこれまでの我が国の租税条約にない新しい規定が盛り込まれた。
- 3) しかしながら、特に使用料については一律源泉地国免税との趣旨ではあるが、実際に税の免除を受けようとする場合には、税務署に一連の租税条約に関する届出書を提出する必要がある、その提出書類も旧条約下で税の軽減を受ける場合よりもより煩雑なものとなっている。これら書類整備や手続き等のため、契約から使用料の支払いまでに2~3か月以上を要する場合も有る。これらのタイムラグはビジネス上の大きな制約であり改善が求められる。
- 4) 具体的には、「租税条約に関する届出書(様式3)」については、現在、使用料の支払いをする前日までにその支払者の所轄税務署長に提出することになっているが、日米の関係者双方による書類作成およびデリバリーに通常2~3週間程度を要することから、今回の迅速な投資・技術導入のために整備された条約の趣旨に鑑み、せめて送金後、速やかに提出することで可とする方向で見直しが必要である。
- 5) また、「特典条約に関する付表(様式17)」については、これに居住地国の権限ある当局が発行した居住者証明書を添付のうえ、上記の様式3と合わせて、使用料の支払いをする前日までにその支払者の所轄税務署長に提出することになっているが、居住者証明書の取得には通常2~3ヶ月程度を要することから、上記同様条約の趣旨に鑑み、せめて送金後、居住者証明書を居住地国の権限ある当局から受領後速やかに提出することで可とする方向で見直しが必要である。
- 6) さらに、上記様式17に添付する居住地国の権限ある当局が発行した居住者証明書については、これを原本でなくてはならないとされているが、これも上記同様条約の趣旨に鑑み、せめて原本の写しで可とする方向で見直しが必要である。

(12) 租税条約に関する親子会社間の融資等に関わる利子の源泉徴収免除

- 1) 米国との投資交流を税制面から支援するという目的で、およそ30年ぶりに日米租税条約の改正が実施され、「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約」が平成16年3月30日をもって発効し、源泉徴収される租税については、7月1日以後の課税分に適用されている。
- 2) 今回の新条約は、今までの条約の内容を全面的に改め、OECD条約モデルを基本としつつも、日本と米国の緊密な経済関係を反映して、積極的に投資交流の促進を図るため、投資所得に対する源泉地国課税を大幅に軽減するとともに、条約濫用による租税回避の防止規定を設けるなど、今までの条約やこれまでの我が国の租税条約にない新しい規定が盛り込まれた。すなわち、新条約においては、日米間の配当、利子及び使用料の支払における源泉地国課税(源泉徴収税率)が大幅に引き下げられ、特に使用料、一定の親子間配当、及び、一定の主体の受け取る利子については源泉地国免税となった。
- 3) しかしながら、一般事業会社である日本法人が米国に子会社を設立した場合など、相互に企業グループキャッシュマネジメントのオペレーションの一環として親子会社間で融資を行った際の利子については、今回の条約改正において源泉徴収免除となっていない。
一方で、親子間の配当に関する利子や、国債への投資に関する利子や金融機関に関わる債券の利子については源泉徴収免除となっていることとの比較においても、著しく不利な条件となっている。
これらはわが国企業のビジネス上の大きな制約であり、改善が求められる。(米国が他の主要先進国と結んでいる租税条約では、利子は相互主義により原則源泉地国免税の取扱いとなっている。日米間で利子の源泉課税があることにより、米国において活動する欧州グループ企業に比して、日本のグループ企業は親子間の金融取引・キャッシュマネジメントオペレーションにおいて競争上、依然として不利な立場に置かれている。)

今回、日本と米国の緊密な経済関係を反映して、積極的に投資交流の促進を図るため、また迅速な投資・技術導入のために整備された条約の趣旨に鑑み、さらに円滑なクロスボーダーペイメントを可能とするためにもこうした不均衡は見直しが必要である。

3. 企業年金に係る税制の整備

企業年金については、確定給付企業年金法ならびに確定拠出年金法が成立したことによって労使合意の下で自由な制度設計が可能となる基盤が整備されつつある。しかし税制上の制約により、労使双方にとって使い勝手の良い企業年金制度を構築することが難しい状況にある。

(1)特別法人税の撤廃

- 1) 特別法人税については、平成17年3月31日迄で凍結の延長期限切れとなる。特別法人税の存在が、今般制度が導入された確定拠出型年金制度の普及や、今後企業年金法の下で運用されていく確定給付型年金も含めた企業年金制度全般の運用に多大な影響を与えることが予想されるため、撤廃を強く要望させていただきたい。
- 2) 諸外国においては年金税制を拠出時・運用時非課税、受給時課税とするのが通常であり、我が国のように運用時に課税する例はない。特別法人税の課税については、前述の通り現在凍結中であるが、これが再び課税されることとなった場合、新企業年金や確定拠出型年金の運営上大きな負担となり、公的年金を補完する役割を担う企業年金制度の維持が困難になる恐れが強い。このような特別法人税については、今後企業年金制度が果たす役割についても十分に考慮した上で、本年度税制改正において撤廃されるべきである。
- 3) 年金税制については、拠出時・運用時非課税、受給時課税の原則を徹底し、さらに平成16年度税制改正にて決定した公的年金等控除及び高齢者控除の縮小・廃止によって将来的に得られる財源は、特別法人税を撤廃することによる財源不足の穴埋めとして将来的に最優先で確保されてゆくべきである。

(2)確定拠出年金に係る課税の見直し

確定拠出年金法の成立により、労使双方にとって、企業年金制度の選択肢が広がることとなった。しかし、平成16年度の税制改正である程度の引き上げが実現したものの拠出限度額が依然低いことや、労使のマッチング拠出の禁止等の制約があるため、企業は退職給付制度の見直しに際して、確定拠出年金を見直しのメインの制度として位置づけることが難しい。確定拠出年金は貯蓄ではなく、あくまでも自助努力による老後の生活保証の為の年金であることに留意し、より使いやすい制度としていくことが必要である。
拠出限度額の早期の一層の引上げ、マッチング拠出の容認、高齢給付金の給付開始年齢の弾力化といった措置を講ずるべきである。

(3)税制適格年金における時価主義の導入も可能に

税制適格年金が簿価主義であることの問題点は次の通りである。

- 1) 退職給付会計が時価主義であることとの整合性がとれない。
- 2) 厚生年金基金が時価主義であることとの整合性がとれない。
- 3) 簿価主義の場合、運用機関の入替えなど、効率化を行うための施策を実行した場合に、必要以上に実現損益が発生し、それにより企業本体のキャッシュフローに影響を与えること。
- 4) 運用は時価の極大化を目指すものであり、簿価の極大化には意味がないことから、運用収益の計測は時価ベースで管理することがもはや常識となっていること。
- 5) 必要以上の実現益捻出は、運用の効率性を阻害すること。
時価に対する割合で算定することが合理的との判断から、信託銀行、投資顧問などである。
- 6) 問会社の報酬は時価ベースに基づく場合が多いこと。
などである。

税制適格年金は、実態的には簿価であることを求められているのは税制適格性のみであり、他の実務では時価をベースに行うのが今後の主流である。以上から、厚生年金基金では時価ベースに移行したことや、さらに新企業年金(DB,DC,CB)での評価も時価主義であることから、税制適格年金についても従来の簿価主義による評価に加え、時価主義で評価することも選択肢として認

めるべきである。

(4)過去勤務債務の一括償却

確定給付企業年金制度と併せて、既存制度からの円滑な移行を図る観点、並びに年金財政の健全化促進を図る観点から、過去勤務債務の一括償却を含め償却期間の弾力化が認められるべきである。

具体的には、現在、償却率の上限が50%(定額償却の場合は3年)であるところを、一括償却(100%償却、1年償却)も含め50%(3年)以上の償却も認めるべきである。

以 上